

緒 言

福井縣統計書ハ縣下行政其ノ他各般ノ統計ヲ蒐集シ、既往現在ノ狀勢ヲ大觀セムカ爲毎年之ヲ刊行シ、今ヤ昭和七年ノ統計書ヲ編纂スルニ至レリ、本書編ヲ分ツニ其ノ一ヲ「土地戸口等」其ノ二ヲ「學事」其ノ三ヲ「産業」其ノ四ヲ「警察衛生等」ト爲ス。

各編收録スル資料ハ主トシテ市町村及學校ノ報告並廳内ノ調査ニ依リ或ハ關係官公署會社等ノ供給ニ求メタルモノアリ。蓋シ世運ノ推移學術ノ進展ニ基キ統計ノ用益多キヲ加フ是ヲ以テ調査ノ正確ヲ期スルト共ニ表章方法ヲ更メ或ハ新ニ收録シタルモノ尠シトセス。然リト雖尙遺憾ナキヲ保セザルニ依リ漸次之ガ改善ニ努メ時世ノ要求ニ應セシムル所アラムトス。

昭和九年三月

福井縣知事官房

昭和七年福井縣統計書 第四編

凡 例

本編ハ昭和七年又ハ昭和七年度ノ事項ヲ掲載シタルモノナリ、然レトモ其ノ以後ノ事項ニシテ調査ヲ了ヘタルモノハ之ヲ掲載シ又已ムヲ得サルモノハ昭和六年若ハ昭和六年度以前ノモノヲ掲ケタルモノアリ。

編中何年度ト記スルモノハ其ノ年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一箇年度、何年末ト記スルモノハ其ノ年十二月三十一日現在、何年度末ト記スルモノハ翌年三月三十一日現在、何年ト記スルモノハ其ノ年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル一曆年間、何日ト記スルモノハ其ノ日現在ノ意ナリ。

前數年ノ事項ヲ刻記シタルモノハ本表ノ數字ト其ノ質ヲ同フシ即チ本表現在數ナルトキハ比較數亦現在數、一年間又ハ一年度間ノ數ナルトキハ比較數亦一年間若ハ一年度間ノ數ナリ。

數位ハ千位百萬位ニ「,」小數アルトキハ一位ニ「.」ヲ附シ不詳ノモノハ「?」一位ニ滿サルモノハ「0」全ク無キモノハ「—」ヲ填入セリ。

金錢ニ關スルモノハ概ネ四捨五入ノ法ヲ用ヒテ圓位ニ止メタリ。

昭和七年 福井縣統計書

第四編 (警察衛生等) 目次

總 說..... 1

警 察

1 警察部職員(現員)..... 3

2 警察署職員配置(定員)..... 3

3 警部補巡查勤続年數及俸給..... 3

4 警部補退隱料遺族扶助料及諸給..... 4

5 巡查退隱料遺族扶助料及諸給..... 5

6 巡查採用及教習..... 5

7 警察上ノ賞與..... 5

8 警察共濟組合救濟金..... 6

9 警察上死傷者..... 6

10 警察電話..... 7

11 令狀執行件數..... 7

12 諸犯罪發生及檢舉件數..... 8

13 諸犯罪及檢舉人員..... 8

14 諸犯罪別檢舉件數..... 9

15 未成年者喫煙禁止法違反..... 9

16 檢 視..... 10

17 檢 證..... 10

18 檢視者及檢證者..... 11

19 盜 難..... 11

20 盜 難 物..... 12

21 盜難物發見..... 12

22 賊捨置物..... 13

23 變 死..... 13

24 自 殺 者..... 14

25 年齡ニ分チタル自殺者..... 15

26 原因ニ分チタル自殺者..... 15

27 救 護..... 16

28 密賣淫及媒合容止者處分..... 16

29 行政執行處分..... 17

30 說諭及保護..... 17

31 取締賭營業者數..... 18

32 遺失物處分..... 18

33 火 災..... 20

34 火災原因..... 20

35 火災損失及死傷..... 21

36 消 防 組..... 22

37 鐵砲及火藥類免許買賣..... 22

38 狩獵免許狀下附人員..... 23

39 捕獲鳥獸數..... 23

40 貸座敷及娼娼妓數..... 24

41 演劇興行..... 24

42 寄席興行..... 24

43 活動寫眞興行..... 24

44 質屋及質物..... 25

45 質屋及古物商取締法ニ依ル徵收物件..... 25

46 集會及結社..... 25

47 宿屋宿泊人員..... 26

衛 生

48 醫 師..... 26

49 齒科醫師..... 28

50 藥劑師・藥種商・製藥者・阿片販賣者..... 28

51 賣 藥..... 28

52 入齒抜齒口腔治療接骨及鍼灸按摩..... 29

53 看 護 婦..... 29

54 產婆看護婦理髮試驗..... 30

55 產 婆..... 30

56 鍼灸灸術按摩術試驗..... 30

57 トラホーム檢診成績..... 31

58 トラホーム患者..... 31

59 トラホーム患者治療..... 32

60 結核健康診斷成績..... 32

61 傳染病患者..... 33

62 傳染病患者死者年齡別..... 33

63 娼妓健康診斷..... 34

64 花柳病患者..... 34

65 中 毒..... 36

66 屠殺検査..... 36

67 衛生試驗..... 37

68 病 院..... 37

69 病院患者病類別..... 38

70 傳染病院及隔離病舎..... 39

71 藥品巡視..... 38

72 種痘ノ一(第一期)..... 40

73 種痘ノ二(第二期)..... 40

74 娼妓病院..... 41

75 衛生ニ關スル諸犯罪處分別..... 41

76 死亡總數ト結核病死者數トノ比較..... 42

77 マラリヤ患者年齡別..... 42

78 マラリヤ治療方法別..... 43

工 場

79	工場臨検	43
80	適用工場数年次比較	44
81	警察署別適用工場数	45
82	警察署別適用工場職工数	46
83	常時職工十人未満使用ノ危険及衛生 上有害ナル工場並職工数年次比較	48
84	寄宿舎ノ設アル適用工場及寄宿職工数年次比較	48
85	職工扶助金額	49
86	工場主ノ管理スル職工貯蓄金	49
87	工場災害	50
88	工場法違反	52
89	取締原動機	52

健康保険

90	工場事業場及被保険者数	53
91	業態別工場事業場及被保険者数	53
92	保険給付	54
93	標準報酬等級別被保険者数	54
94	被保険者別工場及事業場数	54
95	傷病類別療養件数日数及休業日数ノ一(業務上)	55
96	傷病類別療養件数日数及休業日数ノ二(業務外)	55
97	死亡原因傷病類別数	56

雑

98	新聞紙	57
----	-----	----

總

說

警 察

警 察 區 劃

昭和七年末現在ニ於ケル縣警察行政區劃ハ其ノ監督廳タル警察部ノ下ニ警察署十三、警部補派出所三、巡查部長派出所十六、巡查派出所二十三、巡查駐在所百五十九ヲ置キ一市百七十七箇町村ノ警察事務ヲ管理セシメテ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ縣民ノ幸福維持ニ努メツツアリ。

警 察 官 吏

昭和七年末現在ノ警察官吏ハ警察部長一人、警視四人、警部二十二人、警部補三十人、巡查部長七十五人、巡查四百三人ニシテ前年ニ比シ警部一人、巡查部長二人ヲ増シ巡查八人ヲ減シタリ。

巡 査 勤 績 年 數

昭和七年末總數四百八十八人中五年以上十年未滿百四十七人(四分)最多ニシテ之レニ亞ク十年以上十五年未滿ニシテ百五人(二分二厘)三年以上五年未滿七十九人(一分七厘)一年以上三年未滿五十八人(一分二厘)一年未滿三十六人(七厘)十五年以上二十年未滿三十人(六厘)二十年以上二十五年未滿二十四人(五厘)二十五年以上九人(二厘)等ナリ。

火 災

昭和七年中ノ火災發生度數ハ250件ニシテ内失火ハ220件、放火ハ21件、雷火不審火ハ9件ナリ而シテ延燒セシ度數ハ43件、延燒セザリシ度數84件、直ニ消止メ度數123件ナリ。火災ニ罹リタル戶數344戶ニシテ内全戶燒失257戶其ノ坪數5,614坪損害財產見積額320,670圓ニ達ス。更ニ之ヲ原因別ニ見レバ取灰29件、炬燵28件、焚火21件、放火21件ヲ主ナルモノトス。

消 防 組

昭和七年末現在ノ消防組ハ173組、部數511部、組員19,580人ヲ以テ組織ス。前年ニ比スレバ部數3部ヲ増シ組員數194人ヲ減ジ自動車唧筒1臺ガソリン唧筒21臺ヲ増加セリ。

衛 生

醫 師

昭和七年末現在ニ於ケル醫師ノ總數ハ四百二十一人(内女醫十二人)ニシテ醫師一人ニ對シ現在人口ハ千四百七十七人ニ當レリ。而シテ之カ分布狀況ヲ觀ルニ福井市百二人、坂井郡五十七人、今立郡五十人、大野郡三十三人、敦賀郡三十人ハ多キ地方ニ屬シ大飯郡六人最モ少シ。之レヲ經歷別ニ觀レバ大學卒業九十七人(二割三分)官公立專門學校卒業二百二十七人(五割四分)試験及第八十三人(一割九分七厘)其ノ他十四人(三分三厘)ナリ。

齒 科 醫 師

昭和七年末現在ニ於ケル齒科醫師總數ハ九十二人(内女齒科醫師六人)ニシテ前年ニ比シ十人増加セリ。其ノ經歷ハ官公立私立專門學校及外國學校卒業者ヲ併セ五十四人試験及第三十八人ナリ。

ト ラ ホ ー ム 檢 診

昭和七年中ニ於ケル「トラホーム」檢診人員ハ六萬三千六百五十九人ニシテ内患者ト決定セル人員ハ七千六百二十人ナリ。而シテ檢診人員百ニ對スル患者ノ百分比ハ十一人九七・(前年十一人六)ノ割合ナリ。患者ト決定セル人員中重症八百六十八人(一割一分)輕病四千三十五人(五割三分)疑似症二千七百二十五人(三割六分)ナリ。

傳 染 病 患 者

昭和七年ニ於ケル傳染病患者數ハ三百九十五人ニシテ前年ヨリ十一人ヲ増加セリ。而シテ腦チブス最モ多ク二百一人(五割一分)ヲ占メ「チフテリア」百二十人(三割)之ニ亞キ赤痢四十九人(一割二分)「バラチブス」十五人(四分)猩紅熱十人(三分)ナリ。又患者百人死亡率ヲ觀レバ次ノ如シ

腦室扶斯	29.85	實扶極里亞	23.33	赤痢	26.53
バラチブス	26.66	猩紅熱	10.00		

花 柳 病 患 者

昭和七年中病院又ハ附業醫ニ於テ取扱ヒタル花柳病患者ハ九千二百三十二人ニシテ内男六千二百三十三人(六割七分五厘)女二千九百九十九人(三割二分五厘)ナリ。之ヲ前年ニ比スレバ男千六百四十人(三割五分)女六百二十八人(二割六分)何レモ増加シ總數ニ於テ二千二百六十八人(三割二分五厘)ヲ増加セリ。

病 院

昭和七年末現在ノ病院數ハ十二ニシテ年内患者總人員ハ五萬六千四百三十九人ナリ。之ヲ前年ニ比スルニ八百六十八人ヲ増加セリ。患者ヲ病類別ニ觀レバ神經系及五管病一萬一千四百七十五人(二割四厘)最モ多ク呼吸器病一萬一千一百六十六人(一割九分七厘)消化器病九千三百十八人(一割六分五厘)之ニ亞キ泌尿及生殖器病八千五百八十二人(一割五分二厘)ヲ主ナルモノトス。而シテ呼吸器病ノ内肺病ハ千五百三十八人ナリ。

工 場

適 用 工 場 及 職 工 數

昭和七年十月一日現在ニ於ケル工場法適用工場ハ千八百七十ニシテ内工場法施行規則第二十七條ニ依ル法ノ一部適用工場ハ七百五十一工場ナリ。之等工場ヲ業務ニ依リ大別スレバ染

總

說

織工場千五百二十、機械器具工場七十九、化學工場六十六、飲食物工場九、雜工場百四十四、特別工場五十二ニシテ染織工場ハ總工場ノ八割一分強ヲ示ス。而シテ之ヲ前年ト比較スルニ總數ニ於テ八十六工場ノ増加ヲ示セリ。

尙之等工場ニ使用セラルル職工數ヲ見ルニ三萬四千七百六十二人ニシテ内工場法一部適用工場ニ使用セラルルモノハ四千四百三十二人ナリ。又之等職工ノ業務別ニ大別スレハ染織工場ニ使用セラルルモノ三萬二千三百七十七人、機械器具工場ニ四百八十八人、化學工場ニ千八十八人、飲食物工場ニ四十八人、雜工場五百十人特別工場二百五十一人ニシテ之ヲ前年ニ比較スルニ職工總數ニ於テ三千百九人ヲ増加セリ。

工場災害

昭和七年中ニ於ケル工場災害中職工ノ死傷總數ハ二百二十二人ニシテ内死亡ハ三人(男)ナリ之ヲ前年ト比較スルニ死亡ニ於テ五人、負傷ニ於テ二十六人ヲ減少セリ。

職工扶助金額

昭和七年中工場法ニ依リ工場主ニ於テ扶助シタル總金額ハ三千百四十圓ニシテ前年ニ比較シ千八百三圓ノ減少ナリ。

原 動 機

昭和七年末ニ於ケル原動機取締規則ニ依ル原動機總數ハ五千七百五十九箇總馬力二萬七千二百八十九馬力ニシテ前年ト比較スルニ七百七十一箇、三千三百十二馬力ノ増加ナリ。

健康保險

被 保 險 者

昭和八年三月末ニ於ケル管内政府管掌健康保險被保險者ノ總數ハ二萬五千七百二十三人ニシテ本年度内ノ異動狀況ハ資格取得(増)セルモノ一萬二千三百九十八人、資格喪失(減)セルモノ一萬二百五十五人ニシテ前年度末ニ比シ二千百四十三人ヲ増加シタリ。

工場及事業場

昭和八年三月末ニ於ケル健康保險關係工場事業場ノ總數ハ一千十五ニシテ前年度末ニ比較シテ八工場ヲ増加セリ。工場ノ大部分ヲ占ムルハ依然染織工場中ノ織物業ニシテ其ノ數六百九十六ニシテ總數ノ六割八分強ニ相當シ其ノ被保險者數ハ斷然多ク二萬四百十六人ニシテ總數ノ七割九分ニ當ル。次テ多キハ木竹莖莖製品業(主ニ製材所)ノ百五、機械製造業ノ四十七、製紙業ノ二十三ノ順位ナリ。之ヲ被保險者別ニ見ルトキハ「十人以上上三十人未満」ノモノ最モ多ク四百二十四ニテ總數ノ四割一分次デ「十人未満」ノモノ四百四工場ノ三割九分ニシテ其ノ他ニ於テハ著シク其ノ數ヲ減少ス。

標準報酬

被保險者ノ標準報酬等級ハ四級ノ者(五十五錢以上)最モ多ク七千七百二十名ニシテ總數ノ三割ニ相當シ次デ三級ノ者(四十五錢以上)ノ五千六百七十四名、以下五級ノ者(六十五錢以上)ノ四千六百六十名、六級ノ者(七十五錢以上)ノ二千二百四十名ニシテ最モ少キハ十五級(三圓七十五錢以上)ノ十六級(三圓七十五錢以上)ノ各一名ナリ。而シテ之ガ平均日額ハ六十七錢四厘ニシテ前年度末ニ比較シ一錢四厘ノ高騰ヲ見タリ。

保險給付

昭和七年度中ニ於ケル保險給付ノ總件數ハ八萬九千百十件ニシテ之ニ要シタル費用ノ總額ハ本縣廳拂ノ分ノミニテ十二萬七千五百五十三圓(外ニ政府ヨリ本縣審判會ニ支拂ヒタル醫療費十七萬餘圓)ナリ。之ヲ前年度ニ比スレバ件數ニ於テ七千四百四十件ヲ増加シタルモ本縣廳拂ノ給付金額ニ於テ三萬五千五百五十八圓ノ減額ヲ來タセリ。